

# 平成 31 年度(2019 年度) 試験問題 (午後の部)

## 注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3 時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第 1 問から第 35 問まで)と記述式問題(第 36 問及び第 37 問)から成り、配点は、多肢択一式が 105 点満点、記述式が 70 点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき 1 か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、鉛筆(B 又は HB)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペン(ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。  
また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。書き損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

**第1問 民事訴訟における管轄に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。**

- ア 土地管轄についての管轄違いを理由に移送を受けた簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合には、更に当該訴訟をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができない。
- イ 外国の社団の普通裁判籍は、日本における主たる事務所又は営業所があるときであっても、当該事務所又は営業所の代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
- ウ 訴えの提起の時にその管轄区域内に被告の住所がなかったことを理由として、受訴裁判所である地方裁判所が管轄裁判所である地方裁判所に移送する旨の決定をした場合には、その決定が確定する前に被告が当該受訴裁判所の管轄区域内に住所を移したときであっても、当該決定は、適法であり、即時抗告がされても取り消されない。
- エ 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした判決に対する再審の訴えは、上級の裁判所が併せて管轄する。
- オ 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき、被告から移送の申立てがあるときは、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合でない限り、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。

1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ

**第2問** 処分権主義に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所が当事者の主張しない主要事実を認定し、これに基づいて判決をすることは、民事訴訟法第246条に違反する。

イ 買主が売主に対し売買契約に基づく動産の引渡しを求める訴訟において、売主から買主が売買代金を支払うまでは当該動産の引渡しを拒絶するとの同時履行の抗弁が主張された場合に、その抗弁が認められるときは、裁判所は、当該売買代金の支払と引換えに当該動産の引渡しを命ずる判決をすることとなる。

ウ 買主が売主に対し売買契約に基づく動産の引渡しを求める訴訟において、売主から引渡しについて履行期の合意があるとの抗弁が主張された場合に、その抗弁が認められるときは、裁判所は、当該動産の引渡し義務の存在を確認することとなる。

エ 300万円の貸金債務のうち150万円を超えて貸金債務が存在しないとの確認を求める訴訟において、裁判所が200万円を超えて貸金債務が存在しないと判決をすることは、民事訴訟法第246条に違反しない。

オ 土地の賃借人が当該土地の賃借権に基づき当該土地上の工作物の撤去を求める訴訟において、裁判所が当該賃借人の主張しない占有権を理由として請求を認容することは、民事訴訟法第246条に違反しない。

(参考)

民事訴訟法

第246条 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

**第3問 口頭弁論に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。**

- ア 原告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭しない場合において、被告が当該期日に出頭したときは、裁判所は、当該原告が提出した訴状に記載した事項を陳述したものとみなして当該被告に弁論をさせなければならない。
- イ 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、口頭弁論調書が滅失したときを除き、口頭弁論調書によってのみ証明することができる。
- ウ 訴訟代理人がある場合であっても、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、当事者本人に対し、口頭弁論の期日に出頭することを命ずることができる。
- エ 当事者の申立てがなくても、裁判所は、終結した口頭弁論の再開を命ずることができる。
- オ 裁判所が口頭弁論の制限を命ずる決定をした場合には、当事者は、当該決定に対して即時抗告をすることができる。

1 アイ      2 アオ      3 イウ      4 ウエ      5 エオ

**第4問 民事訴訟における証人尋問及び当事者尋問に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。**

- ア 裁判所は、弁論準備手続の期日において、当事者尋問をすることができる。
- イ 証人尋問は、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。
- ウ 証人尋問が実施される前に当事者が当該証人尋問の申出を撤回した場合には、その当事者は、その審級において、同一の証人について証人尋問の申出をすることは許されない。
- エ 裁判所は、主要事実について当事者間に争いがある場合において、相当と認めるとときは、職権で証人尋問をすることができる。
- オ 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

1 アウ      2 アオ      3 イエ      4 イオ      5 ウエ

**第5問** 裁判によらない訴訟の完結に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 提起された訴えが訴えの利益を欠く場合には、訴訟上の和解をしたとしても、当該和解は、無効である。
- イ 訴えの取下げは、和解の期日において口頭でできる。
- ウ 当事者が期日外において裁判所に対し請求の放棄をする旨の書面を提出した場合であっても、その当事者が口頭弁論の期日に出頭してその旨の陳述をしない限り、請求の放棄の効力は生じない。
- エ 口頭弁論の期日で訴訟上の和解が成立した場合において、錯誤による無効を理由に当該和解の効力を争う当事者は、口頭弁論の期日の指定の申立てをすることができる。
- オ 訴えの取下げは、相手方が訴えの却下を求める準備書面を提出した後にあっては、当該相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

**第6問** 仮の地位を定める仮処分命令に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 仮の地位を定める仮処分命令は、保全すべき権利が条件付又は期限付である場合には、発することができない。
- イ 仮の地位を定める仮処分命令は、金銭の支払を目的とする債権を保全すべき権利とする場合でなければ、発することができない。
- ウ 仮の地位を定める仮処分命令は、口頭弁論の期日を経ない場合には、発することができない。
- エ 仮の地位を定める仮処分命令の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から2週間の不变期間内に、即時抗告をすることができる。
- オ 仮の地位を定める仮処分命令は、債務者だけでなく、債権者にも送達しなければならない。

1 アウ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 エオ

**第7問** 次の対話は、民事執行に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： まず、民事調停において当事者間に合意が成立し、これが調書に記載されて調停が成立したときは、その記載は、強制執行をするために必要な債務名義に該当しますか。

学生：ア 該当しません。

教授： では、金銭の支払を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているものは、強制執行をするために必要な債務名義に該当しますか。

学生：イ そのような公正証書であれば、その支払の額が明記されておらず、かつ、公正証書の記載から一定の数額を確認、算定することができない場合であっても、強制執行をするために必要な債務名義に該当します。

教授： 強制執行の開始には、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が債務者に送達されたことが必要ですか。

学生：ウ 強制執行の開始には、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたことが必要ですが、執行裁判所の許可を受ければ債務者に対する送達前に強制執行を開始することができます。

教授： 確定した執行判決のある外国裁判所の判決は、強制執行をするために必要な債務名義に該当しますか。

学生：エ 該当します。

教授： 最後に、仮執行の宣言を付した判決を有する金銭債権の債権者が財産開示手続を申し立てることは、認められていますか。

学生：オ 認められていません。

1 アイ      2 アオ      3 イウ      4 ウエ      5 エオ

**第8問** 司法書士会に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 司法書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。
- イ 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議について、当該会員又は当事者その他関係人の請求がある場合には、その紛議に係る調停をすることができる。
- ウ 司法書士会は、所属の会員から補助者を置いた旨の届出がされた場合には、その旨を日本司法書士会連合会に通知しなければならない。
- エ 司法書士会は、所属の会員が社員である公共嘱託登記司法書士協会の業務の適正な実施を確保する必要があると認めるときは、当該業務及び当該公共嘱託登記司法書士協会の財産の状況を検査することができる。
- オ 司法書士会は、所属の会員が、司法書士法又は司法書士法に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

**第9問** 弁済供託の受諾に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 被供託者が供託所に対し、口頭で供託を受諾する旨を申し出ているにすぎない場合には、供託者は、供託物の取戻しをすることができる。
- イ 被供託者が供託所に対し、書面によって供託物還付請求権の譲渡の通知をした場合であっても、その通知に供託を受諾する旨が積極的に明示されていない限り、供託者は、供託物の取戻しをすることができる。
- ウ 被供託者の債権者であって債権者代位権の行使として供託物の還付請求をすることができるものは、債権者代位権の行使として供託を受諾することができる。
- エ 被供託者は、供託物の還付請求をするまでの間は、供託所に対してした供託受諾の意思表示を撤回することができる。
- オ 金額に争いのある債権について、債務者が債務の全額に相当するものとして弁済供託をした場合には、債権者は、債権の一部弁済として受領する旨の留保を付して供託を受諾することはできない。

1 アウ

2 アエ

3 イウ

4 イオ

5 エオ

**第10問** 供託金の払渡請求手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 登記された法人が営業保証供託に係る供託金について官庁から交付を受けた支払証明書を添付して還付請求をする場合には、その額が10万円未満であっても、供託物払渡請求書に、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑に係る印鑑証明書を添付しなければならない。
- イ 登記されている支配人が代理人として供託金の払渡請求をする場合には、供託物払渡請求書に代理人の権限を証する書面を添付することを要せず、登記所が作成した代理人であることを証する書面を提示すれば足りる。
- ウ 債権者不確知を原因とする弁済供託に係る供託金の還付請求をする場合には、供託者の承諾書及び当該承諾書に押された印鑑に係る印鑑証明書をもって、還付を受ける権利を有することを証する書面とすることができる。
- エ 所有権の移転の登記を反対給付の内容として土地の売買代金が供託されている場合において、供託金の還付請求をするときは、その売買を原因とする所有権の移転の登記がされている当該土地の登記事項証明書をもって、反対給付を履行したことを証する書面とすることができる。
- オ 電子情報処理組織を使用して供託金の払渡請求をする場合には、日本銀行宛ての記名式持参人払の小切手の交付を受ける方法によっても、払渡しを受けることができる。

1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

**第11問 執行供託に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。**

- ア 金銭債権が差し押さえられた場合において、第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託するときは、債務の履行地の供託所にしなければならない。
- イ 金銭債権が差し押さえられた場合において、第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託したときは、差押債権者は、その取立権に基づき供託所に直接還付請求をすることができる。
- ウ 金銭債権の一部が差し押さえられた場合において、第三債務者が当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは、第三債務者は、執行債務者に供託の通知をしなければならない。
- エ 金銭債権の一部が差し押さえられた場合において、第三債務者が当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは、執行債務者は、供託金のうち、差押金額を超える部分について供託を受諾して還付請求をすることができる。
- オ 金銭債権に対する仮差押えの執行と滞納処分による差押えが競合した場合において、第三債務者が当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは、第三債務者は、執行裁判所に事情届をしなければならない。

1 アイ      2 アエ      3 イオ      4 ウエ      5 ウオ

**第12問** 電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請(以下「電子申請」という。)の手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

ア 代理人によらず登記権利者と登記義務者が共同して自ら電子申請をする場合には、登記権利者及び登記義務者の双方が申請情報に電子署名を行わなければならぬ。

イ 法人の代表者が申請情報に電子署名を行った場合において、電子認証登記所の登記官が作成した当該法人の代表者に係る電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、当該法人の会社法人等番号の提供に代えることができる。

ウ 代理人が登記義務者から登記識別情報を知ることを特に許され、その提供を受けて電子申請を行う場合には、登記識別情報の暗号化に関する権限が委任されていることを要しない。

エ 電子申請の受付をした登記所に、登録免許税に係る領収証書を貼付した登録免許税納付用紙を提出する方法によって、登録免許税の納付をすることはできない。

オ 代理人によらず申請人自らが電子申請をした場合において、登記官が当該電子申請を却下するときは、登記官は、書面により決定書を作成して、申請人ごとにこれを交付しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第13問 次のアからオまでの情報のうち、相続又は合併を登記原因とする所有権の移転の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報とはなり得ないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 所有権に関する被相続人名義の登記済証
- イ 被相続人の戸籍の附票の写し
- ウ 検認がされていない自筆証書による遺言書
- エ 相続人の欠格事由に該当する相続人が作成した当該欠格事由が存在する旨の証明書
- オ 新設合併の当事者である会社が作成した新設合併契約書

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

**第14問** Aを所有権の登記名義人とする農地である甲土地に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地について、AからBへの売買を登記原因とする所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決の理由中に農地法所定の許可がされている旨の認定がされている場合であっても、Bが単独で所有権の移転の登記を申請するときは、農地法所定の許可があつたことを証する情報を提供することを要する。

イ AとBとの間で甲土地の売買契約が締結されたが、AがBに対する所有権の移転の登記手続に協力せず、また、A及びBが農地法所定の許可を得ていない場合において、農地法所定の許可を条件にAからBへの所有権の移転の登記を命ずる判決が確定し、当該条件が成就したときは、Bは、当該条件の成就に係る執行文の付与を受けた当該確定判決の判決書の正本を登記原因証明情報として提供して、単独で所有権の移転の登記の申請をすることができる。

ウ Aが、相続人であるBへ甲土地を特定遺贈する旨の遺言をして死亡し、Bがこの遺言書を提供して所有権の移転の登記を申請するときは、農地法所定の許可があつたことを証する情報を提供することを要する。

エ 平成30年10月1日に、AとBとの間で甲土地の売買契約が締結されたが、同年12月1日にAが死亡し、同月14日に農地法所定の許可があつた場合において、Bへの所有権の移転の登記を申請するときは、その前提としてAの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

オ 甲土地にBを買戻権者とする買戻しの特約の登記がされている場合において、買戻しの期間中にBがAに対してAが支払った売買代金及び契約の費用を返還して買戻しの意思表示をしたが、買戻しの期間経過後に買戻しによる所有権の移転についての農地法所定の許可があつたときは、A及びBは、農地法所定の許可が到達した日を登記原因の日付とする買戻しによる所有権の移転の登記を申請することができる。

- 1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

**第15問** Aが死亡し、その相続人のあることが明らかでない場合における登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 農地である甲土地の所有権の登記名義人であるAが、甲土地を生前に売却し、その死亡後に農地法所定の許可があった場合において、家庭裁判所に選任された相続財産管理人が、当該許可に基づいて所有権の移転の登記を申請するときは、当該売却に関する家庭裁判所の許可があつたことを証する情報を提供することを要しない。
- イ Aが、甲土地を含む相続財産全てをBに包括遺贈するとともに遺言執行者としてCを指定する旨の適式な遺言を作成していた場合において、Bへの遺贈による所有権の移転の登記をするときは、BとCが共同して所有権の移転の登記の申請をすることはできない。
- ウ B及び亡Aの相続財産法人を所有権の登記名義人とする甲土地について、Bが共有持分の全部を放棄したときは、亡Aの相続財産法人を登記権利者、Bを登記義務者としてBから亡Aの相続財産法人への持分の全部移転の登記を申請することができる。
- エ B及び亡Aの相続財産法人を所有権の登記名義人とする甲土地について、特別縁故者からの相続財産分与の申立が却下されたときは、却下する審判が確定した日を登記原因の日付として、亡Aの相続財産法人からBへの持分の全部移転の登記を申請することができる。
- オ 甲土地の登記記録に記録されている所有権の登記名義人Aの住所及び氏名と、死亡時のAの住所及び氏名とが異なる場合において、亡Aの相続財産法人名義とする所有権の登記名義人の変更の登記を申請するときは、Aの住所及び氏名の変更についての登記原因及びその日付を申請情報の内容とすることを要する。

1 アイ      2 アオ      3 イエ      4 ウエ      5 ウオ

**第16問 権利能力なき社団と登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。**

- ア 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったところ、CがA社団の代表者として追加で選任されたためBからCへの所有権の一部移転の登記がされたが、その後Cが代表者を辞任した場合には、委任の終了を登記原因として当該BからCへの所有権の一部移転の登記の抹消を申請することができる。
- イ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったところ、A社団がCから金銭を借り入れ、その貸金債権を担保するためにCを抵当権者とする抵当権を甲土地に設定した場合において、当該抵当権の設定の登記を申請するときは、債務者としてA社団の名称を申請情報の内容とすることができます。
- ウ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総的に帰属する甲土地について、A社団の代表者であったBが死亡し新代表者としてCが選任されたが、甲土地の所有権の登記名義人がBのままであった場合において、CがA社団を代表して甲土地をDに売却したときは、売買を登記原因としてBからDへの所有権の移転の登記を申請することができる。
- エ Bが所有権の登記名義人である甲土地について、権利能力なき社団であるA社団がBから甲土地を買い受けたがその旨の登記が未了であるうちに、A社団が地方自治法第260条の2第1項の地縁による団体としての認可を受けた場合において、A社団と当該地縁による団体の同一性が認められるときは、売買を登記原因としてBから当該地縁による団体への所有権の移転の登記を申請することができる。
- オ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったところ、A社団が地方自治法第260条の2第1項の地縁による団体としての認可を受けたため、Bから当該地縁による団体への所有権の移転の登記をBと当該地縁による団体とが共同して申請する場合には、登記原因証明情報として市町村長が作成した同条第12項に規定する証明書を提供すれば足りる。

(参考)

地方自治法

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、

地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2～9 (略)

10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。(略)

11 (略)

12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

13～17 (略)

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

**第17問** 次の対話は、地目が畠であり、かつ、登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地に関する司法書士同士の対話である。司法書士Xの質問に対する次のアからオまでの司法書士Yの解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和33年1月6日 第150号	原因 昭和33年1月6日売買 所有者 A 順位3番の登記を移記
2	所有権移転	平成10年12月1日 第12000号	原因 平成10年12月1日売買 所有者 B

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和33年1月6日 第151号	原因 昭和33年1月6日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金30万円 抵当権者 C 順位4番の登記を移記

司法書士X：Dは、昭和50年1月1日、所有の意思をもって、平穏かつ公然に甲土地の占有を開始し、以後、全ての関係当事者との関係において当該占有を継続してきました。Dは、平成31年2月1日、Bに対して、甲土地の取得時効の援用をしましたが、Bが所有権の移転の登記手続に協力しません。そこで、Dは、Bを被告として、時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記手続を請求する訴訟を提起する予定です。

また、甲土地の乙区1番の抵当権(以下「Cの抵当権」という。)の登記名人Cは、平成9年12月31日に死亡しており、Eが、Cの唯一の相続人です。

甲土地の登記記録及び以上の事実関係を前提として、仮に、当該所有権の移転の登記手続の請求を認容する判決を得たDが、当該判決に基づき所有権の移転の登記を申請するときの登記原因の日付は、いつになりますか。

司法書士Y：ア 昭和50年1月1日です。

司法書士X：農地法所定の許可を受けないで、当該判決に基づく所有権の移転の登記を申請したときは、登記手続上、どのような取扱いになりますか。

司法書士Y：イ 農地法所定の許可がないことのみをもって当該申請が却下されるわけではないですが、登記官は、その登記の申請がされた旨を、関係農業委員会に通知します。

司法書士X： 当該判決に基づく所有権の移転の登記を申請するに当たって、Cの抵当権は、登記手続上、どのような取扱いになりますか。

司法書士Y：ウ 当該判決に基づき所有権の移転の登記を申請するときに、EがCの相続人であることを証する情報及びCの抵当権の抹消についてEの承諾を証する情報を提供すれば、Cの抵当権の設定の登記は、登記官の職権で抹消されます。

司法書士X： Eの協力を期待することはできないものの、Cの抵当権の被担保債権の債務者はA、その弁済期は昭和42年12月25日であり、当該被担保債権については、弁済その他消滅時効の中斷事由がありません。そうすると、先の判決に基づき甲土地の所有権の登記名義人となったDは、Eに対して、当該被担保債権につき消滅時効の援用を行い、その後、当該被担保債権が当該援用によって消滅したことを理由に、Eを被告として、Cの抵当権の設定の登記の抹消の登記手続を請求する訴訟を提起することもできそうです。

甲土地の登記記録及び以上の事実関係を前提として、仮に、甲土地の所有権の登記名義人となったDが、当該抹消の登記手続の請求を認容する判決を得たとして、その判決に基づきCの抵当権の設定の登記の抹消を申請する場合の登記原因是、一般的にはどうなりますか。

司法書士Y：エ 当該抹消の登記手続の請求を認容する判決の主文又は理由中に登記原因が明記されているときはそれによりますが、当該判決の主文及び理由中に登記原因が何ら明示されていないときは、判決が登記原因となります。

司法書士X： 本件の場合、Cの死亡の事実は、登記手続上、どのような取扱いになりますか。

司法書士Y：オ Cの抵当権の設定の登記の抹消の登記原因がどうであれ、当該登記の抹消を申請する前提として、相続を登記原因とするCの抵当権の移転の登記を申請しなければなりません。

1 アイ

2 アウ

3 イエ

4 ウオ

5 エオ

**第18問 賃借権及び地役権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、( )に「賃借権」又は「地役権」のいずれかの用語を入れた場合に、「賃借権」を入れると誤りとなるが、「地役権」を入れると正しくなるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。**

なお、同一の記述の( )内には同じ用語を入れるものとし、判決による登記及び代位による登記については、考慮しないものとする。

ア 一筆の土地の全部について( )の設定の登記を申請するときに、( )設定の目的として「水道管の埋設」を申請情報の内容とすることはできない。

イ 一筆の土地の全部について( )の設定の登記がされている場合において、( )者の住所が移転したときは、当該設定の登記について( )の登記名義人の住所の変更の登記を申請することができる。

ウ 一筆の土地の全部について( )の設定の登記がされている場合には、( )の譲渡を承諾したことを証する情報を提供しても、当該設定の登記がされた( )を目的とする質権の設定の登記を申請することはできない。

エ 一筆の土地の全部について( )の設定の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行としての処分禁止の登記及び保全仮登記がされているときは、当該保全仮登記に係る仮処分の債権者は、当該保全仮登記に基づく本登記の申請と同時に、当該処分禁止の登記に後れる( )の設定の登記の抹消を単独で申請することができない。

オ 登記権利者と登記義務者が共同して( )の設定の登記の抹消を申請するときは、登記義務者の登記識別情報を提供することを要しない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

**第19問 賃借権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。**

- ア 亡Aの相続財産法人を所有権の登記名義人とする甲土地について、亡Aの相続財産管理人Bが、建物以外の工作物の所有を目的とした賃借権の設定の登記を申請する場合において、登記原因証明情報である賃貸借契約書に存続期間を10年とする旨が記載されているときには、相続財産管理人Bの権限外の行為に関する家庭裁判所の許可があったことを証する情報の提供を要しない。
- イ 甲土地について、存続期間を60年とし、居住の用に供するものではない専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がない旨の定めのあるAのための賃借権の設定の登記を申請する場合には、登記原因証明情報として、公正証書の謄本を提供することを要しない。
- ウ 甲土地について、輸送に利用するコンテナを集配し、一時保管するために、Aを賃借権の登記名義人とする賃借権の設定の登記を申請する場合において、登記原因証明情報である賃貸借契約書に、存続期間を30年とする旨が記載されているときには、その存続期間として「30年」を申請情報の内容とすることができます。
- エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、A及びBを賃借権者とし、竹木所有を目的とする賃借権の設定の登記を申請する場合には、A及びBが共同して当該賃借権の設定の登記を申請することはできない。
- オ 甲土地について、乙区1番に賃料を1月5万円とするAのための賃借権の設定の登記が、乙区2番にBのための抵当権の設定の登記がそれぞれされている場合において、乙区1番の賃借権の設定の登記につき、その賃料を1月6万円とする賃借権の変更の登記を、付記登記によってするためには、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報として、Bの承諾を証する情報の提供を要する。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

**第20問 抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記**

**1から5までのうち、どれか。**

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア 所有権の保存の登記がされている建物について、当該建物の登記記録の表題部に記録された新築年月日の前日を登記原因の日付とする抵当権の設定の登記を申請することはできない。

イ 連帶債務者A及びBに対する債権を被担保債権とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aに対する債権のみが第三者Cに譲渡されたときは、当該抵当権の一部移転の登記を申請することができる。

ウ 同一の抵当権について、付記1号でAの転抵当権、付記2号でBの転抵当権の設定の登記がされている場合に、A及びBは、Aの転抵当権及びBの転抵当権の順位を同順位とする変更の登記を申請することができる。

エ 更改前の債務の目的の限度において、当該債務の担保として甲土地に設定された抵当権(債権額1000万円)を更改後の債務に移した場合に、債権者更改による新債務担保を登記原因とする抵当権の変更の登記の登録免許税は、2万円である。

オ 外国会社を債務者とする抵当権の設定の登記を申請する場合には、当該債務者の本店の所在地のほか、日本における営業所の所在地を申請情報の内容としなければならない。

1 アウ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 エオ

**第21問** 根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aを根抵当権の設定者とし、B及びCを根抵当権者とする共有の根抵当権の設定の契約をするとともに、BとCとの間で当該根抵当権の元本確定後における優先弁済を受ける割合につき、各自の被担保債権の割合と異なる割合による旨の定めをしたときは、当該根抵当権の設定の登記及び根抵当権の共有者間の優先の定めの登記は、一の申請情報によって申請することができる。
- イ Aを所有権の登記名義人とする甲土地及び乙土地について、共同根抵当権の設定の登記がされ、その後それぞれ根抵当権の元本の確定の登記がされている場合において、甲土地についてのみAによる極度額の減額請求がされ、その極度額の減額請求につき登記上の利害関係人が存しないときは、当該極度額の減額請求がされた日を登記原因の日付として、乙土地についての根抵当権の変更の登記の申請をすることができる。
- ウ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを根抵当権の登記名義人とし、債権の範囲を「証書貸付取引 当座貸越取引」とする根抵当権の登記がされている場合において、A及びBが元本の確定前に債権の範囲を「銀行取引」とする合意をしたときは、Aを登記権利者、Bを登記義務者として、当該根抵当権の変更の登記の申請をすることができる。
- エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを根抵当権者とする根抵当権の設定の登記の申請をする場合において、登記原因証明情報である根抵当権設定契約証書に、根抵当権者が死亡したときは根抵当権が消滅する旨の定めが記載されているときは、当該定めを当該根抵当権の消滅に関する定めとして登記の申請をすることができる。
- オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを根抵当権者とする根抵当権の設定の登記を申請する場合において、登記原因証明情報である根抵当権設定契約証書に、被担保債権の範囲として「平成30年6月6日リース取引等契約」との表示がされているときであっても、「平成30年6月6日リース取引等契約」を当該根抵当権の債権の範囲として登記の申請をすることはできない。

1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

**第22問** 抹消された登記の回復に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、登記官の職権による登記の回復については考慮しないものとし、また、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア 賃借権の設定の登記の回復を申請するときには、当該賃借権の設定の登記の登記事項を申請情報の内容としなければならない。

イ 地上権の変更の登記により抹消された地代の定めの回復の登記は、付記登記によつてされる。

ウ 解除を登記原因として抹消された根抵当権の設定の登記の回復を申請する場合には、当該根抵当権の設定の登記の抹消がされる前から設定の登記がされている後順位抵当権があるときであっても、当該後順位抵当権の登記名義人の承諾を証する情報又は当該後順位抵当権の登記名義人に対抗することができる裁判があつたことを証する情報を提供することを要しない。

エ 所有権を目的とする地上権の設定の登記の回復を申請する場合において、登記権利者と登記義務者とが共同して申請するときは、登記義務者の印鑑に関する証明書を提供することを要しない。

オ 所有権の登記を回復する登記の登録免許税は、不動産1個につき1000円である。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

**第23問** 登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地について、次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じたときに、B及びCが書面により共同して申請する登記に関する第2欄に掲げる記述が正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記、代位による登記及び仮登記を命ずる処分に基づく仮登記については、考慮しないものとする。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成31年2月1日 第2000号	原因 平成31年2月1日売買 所有者 A 順位2番の登記を転写 平成31年2月15日受付 第2200号
2	所有権移転請求権仮登記	平成31年3月1日 第3000号	原因 平成31年3月1日売買予約 権利者 B
	余白	余白	余白

	第1欄	第2欄
ア	Bが、Cに対して、順位番号2番で保全された所有権移転請求権を売却した。	登記は、仮登記でされる。
イ	B及びCが、順位番号2番で保全された所有権移転請求権の売買の予約をした。	登記は、付記登記によってされる。
ウ	Bが、Cに対して、順位番号2番で保全された所有権移転請求権を売却した。	添付情報として、Bの登記識別情報の提供を要しない。
エ	B及びCが、順位番号2番で保全された所有権移転請求権の売買の予約をした。	添付情報として、Bの印鑑に関する証明書の提供を要しない。
オ	Bが、Cに対して、順位番号2番で保全された所有権移転請求権を売却した。	添付情報として、Cの住所を証する情報の提供を要しない。

- 1 アイ      2 アエ      3 イオ      4 ウエ      5 ウオ

**第24問** 共同担保としての根抵当権又は抵当権の追加設定の登記の申請情報である前の登記に係る事項(以下「前登記事項」という。)に関する次のアからオの記述のうち、甲土地及び乙土地に共同担保として第1欄に掲げられた権利の設定の登記がされた後、第2欄に掲げられた土地に第1欄に掲げられた権利の追加の設定の登記を書面で申請するときの前登記事項が第3欄に過不足なく掲げられているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、甲土地、乙土地及び丙土地はA登記所の管轄に、丁土地はB登記所の管轄に属するものとし、第3欄の各事項の内容に不備はないものとする。

	第1欄	第2欄	第3欄
ア	抵当権	丙土地	第1欄に掲げられた権利の登記の共同担保目録の記号及び目録番号
イ	抵当権	丁土地	甲土地及び乙土地の所在及び地番
ウ	根抵当権	丙土地	甲土地及び乙土地の不動産番号 第1欄に掲げられた権利の登記の順位事項 第1欄に掲げられた権利の登記の共同担保目録の記号及び目録番号
エ	根抵当権	丁土地	甲土地及び乙土地の不動産番号 A登記所の表示
オ	根抵当権	丙土地	甲土地及び乙土地の所在及び地番 第1欄に掲げられた権利の登記の順位事項

1 アウ

2 アエ

3 イエ

4 イオ

5 ウオ

**第25問** Aを所有権の登記名義人とする甲土地について第三者の承諾を証する情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 甲土地にBを根抵当権者とする根抵当権が設定されており、当該根抵当権の元本確定前にBを吸収分割会社、Cを吸収分割承継会社とする会社分割があった場合において、会社分割を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請するときは、Aの承諾を証する情報を提供することを要する。
- イ 甲土地の乙区1番にBを根抵当権者とする根抵当権、乙区2番にCを抵当権者とする抵当権、乙区3番にDを根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がそれぞれされており、Dを第1順位、Cを第2順位、Bを第3順位とする順位の変更の登記がされている場合において、AとBとが共同して、Bの根抵当権の極度額の増額の変更の登記を申請するときは、C及びDの承諾を証する情報を提供することを要する。
- ウ 甲土地に、Bを登記名義人とする建物所有を目的とする地上権の設定の登記がされている場合において、当該地上権をCへ売却し、BからCへ地上権の移転の登記の申請をするときは、Aの承諾を証する情報を提供することを要する。
- エ Aが死亡し、Aに配偶者B並びに子C及びDがいる場合において、甲土地について、Aの債権者Eの代位によりAからB、C及びDへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされたが、その前にBがAに係る相続の放棄をする旨の申述を受理する審判がされていた場合において、C及びDを登記権利者、Bを登記義務者として、所有権の更正の登記の申請をするときは、Eの承諾を証する情報を提供することを要する。
- オ 甲土地上にBを所有権の登記名義人とする乙建物があり、甲土地に乙建物の所有を目的とし、賃借権の譲渡を許す旨の特約がない賃借権の設定の登記がされている場合において、乙建物を競売で取得したCが、裁判所に甲土地の賃借権の譲渡の承諾に代わる許可の申立てをし、Aの承諾に代わる許可の裁判があったときは、Cは、当該許可があったことを証する情報を提供して、賃借権の移転の登記の申請をすることができる。

1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ

**第26問** 甲登記所の管轄に属する乙土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、Aに配偶者B及び子Cがいる場合における、被相続人Aの法定相続情報一覧図(以下「一覧図」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 甲登記所の法定相続情報一覧図つづり込み帳に被相続人Aの一覧図がつづり込まれている場合において、乙土地について、AからB及びCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、当該一覧図の写しに記載された法定相続情報番号を添付情報として提供すれば、Aの法定相続人がB及びCであることを特定することができる戸籍の全部事項証明書の提供を省略することができる。
- イ Bは、相続があったことを証する公務員が職務上作成した情報として、被相続人Aの一覧図の写しを提供して、Aが通知を受けた乙土地の登記識別情報の失効の申出をすることはできない。
- ウ BがAの相続人から廃除されたため、Cが乙土地を単独で相続したとして、AからCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、添付情報として、相続人をCのみとする被相続人Aの一覧図の写しを提供したときは、Bが廃除された旨の記載がされていることを証する戸籍の全部事項証明書の提供を省略することができる。
- エ AからB及びCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、B及びCの住所が記載されている被相続人Aの一覧図の写しを提供したときは、B及びCの住所を証する市町村長が職務上作成した情報の提供を省略することができる。
- オ Bが相続の放棄をしたため、乙土地を単独で相続したCがAからCへの相続を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、添付情報として、被相続人Aの一覧図の写しを提供したときは、Bの相続放棄に係る相続放棄申述受理証明書の提供を省略することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

**第27問** 工場抵当法第3条第2項の目録(以下「機械器具目録」という。)又は工場財団目録の記録の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、工場財団の登記手続について不動産登記法附則第6条第1項に規定する法務大臣の指定を受けた登記所(いわゆるオンライン庁)における登記手続であるものとする。

ア 工場抵当の目的となっている建物に工場の所有者が所有する機械を新たに備え付け、当該機械に工場抵当の効力が及んだことにより、機械器具目録の記録の変更の登記を申請するときは、変更後の表示を機械器具目録に記録するための情報を提供しなければならない。

イ 機械器具目録に記録された機械の一部が滅失したことにより、機械器具目録の記録の変更の登記を申請するときは、抵当権者の同意を証する情報又はこれに代わるべき裁判があつたことを証する情報を提供しなければならない。

ウ 機械器具目録に記録された機械、器具等を全て廃止したときは、機械器具目録の記録の変更の登記を申請しなければならない。

エ 所有権の保存の登記がされた工場財団に、当該工場財団の所有者が所有する機械を新たに所属させる旨の工場財団目録の記録の変更の登記を申請するときは、当該工場財団の所有権の登記名義人に通知された登記済証又は登記識別情報を提供しなければならない。

オ 工場財団目録に記録された土地を分筆した結果、工場財団に属する土地の地番、形状及び長さに変更が生じたことにより、工場財団目録の記録の変更の登記を申請するときは、変更後の工場図面を提供しなければならない。

(参考)

#### 工場抵当法

第3条 工場ノ所有者カ工場ニ属スル土地又ハ建物ニ付抵当権ヲ設定スル場合ニ於テハ不動産登記法(平成16年法律第123号)第59条各号、第83条第1項各号並ニ第88条第1項各号及第2項各号ニ掲タル事項ノ外其ノ土地又ハ建物ニ備付ケタル機械、器具其ノ他工場ノ用ニ供スル物ニシテ前条ノ規定ニ依リ抵当権ノ目的タルモノヲ抵当権ノ登記ノ登記事項トス

2 登記官ハ前項ニ規定スル登記事項ヲ明カニスル為法務省令ノ定ムルトコロニ依リ之ヲ記録シタル目録ヲ作成スルコトヲ得

3 及び 4 (略)

1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ

**第28問** 株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 当該設立が募集設立であり、設立時募集株式について引受けが未了であるものが存する場合であっても、出資された財産の価額が定款に定めた設立に際して出資される財産の最低額を下回らないときは、再度引受人の募集をすることなく、設立の登記を申請することができる。
- イ 当該設立が発起設立であり、設立時取締役を定款で定めた場合は、その者が発起人以外の者であっても、当該設立の登記の申請書には、当該設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面を添付することを要しない。
- ウ 設立しようとする会社の定款に株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものの、株主名簿管理人の決定については定款に別段の定めがない場合は、当該設立の登記の申請書には、株主名簿管理人の決定について発起人の過半数の一一致があったことを証する書面及び当該株主名簿管理人との契約を証する書面を添付しなければならない。
- エ 設立しようとする会社が設立に際して支店を設ける場合において、当該支店が当該会社の本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にあるときは、当該支店の所在地における登記の申請は、当該本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。
- オ 発起人が成年被後見人である場合において、成年後見人が当該成年被後見人を代理して定款を作成し、これに署名し、又は記名押印したときは、当該定款を添付して、設立の登記を申請することができる。

1 アイ      2 アウ      3 イエ      4 ウオ      5 エオ

**第29問** 株式の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 取得請求権付株式を発行している会社が、当該株式の取得と引換えに当該会社の新株予約権を交付する旨を定めている場合において、当該株式の株主からの請求を受け、当該株式を取得するのと引換えに新株予約権を発行し交付したときは、取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、当該請求の日において当該新株予約権の帳簿価額以上の分配可能額が当該会社に存在することを証する書面を添付しなければならない。
- イ 種類株式発行会社でない会社が、株主総会において、株式の併合の割合及びその効力が生ずる日を定める決議をしたが、当該日における発行可能株式総数を定める決議をしなかった場合であっても、当該株主総会の議事録を添付して、株式の併合による変更の登記及び当該株式の併合の割合に応じた発行可能株式総数の減少による変更の登記を申請することができる。
- ウ 現にA種類株式及びB種類株式を発行している会社法上の公開会社が、株主総会及びA種類株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において、発行する各種類の株式の内容として、株主総会において行使することができる議決権の個数をA種類株式1株につき1個、B種類株式1株につき2個とする旨を追加する定款の変更の決議をした場合は、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記を申請することができる。
- エ 単元株式数を定款で定めている取締役会設置会社が、取締役会において、単元株式数についての定款の定めを廃止する決議をした場合は、当該取締役会の議事録を添付して、単元株式数の定めの廃止による変更の登記を申請することができる。
- オ 株式の全部について現に株券を発行していない株券発行会社が、株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する決議をした場合は、当該定款の定めの廃止による変更の登記の申請書には、株主及び登録株式質権者に対し、当該定款の定めを廃止する旨及びその効力が生ずる日並びに当該日において当該株式会社の株券は無効となる旨を通知したことを証する書面を添付しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

**第30問** 株主に株式の割当てを受ける権利を与えてする募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 定款に株主に株式の割当てを受ける権利を与えるにつき基準日の定めがない会社が、当該基準日を定めて募集株式を発行した場合は、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が株式の割当てを受ける権利を有する旨を公告したことを証する書面を添付しなければならない。
- イ 会社法上の公開会社でない会社が、株主総会において募集株式の引受けの申込みの期日を当該株主総会の決議の日から2週間を経過しない日と定めて募集株式の発行をした場合は、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株主に対する募集事項等の通知の日から当該申込みの期日までの期間を2週間未満に短縮することについて総株主の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。
- ウ 募集株式の引受人が募集株式を発行する会社に対し金銭債権を有する場合において、当該引受人が払込金額の全額の払込みをする債務と自己が有する当該金銭債権とを相殺する旨の意思表示をしたときは、当該意思表示をしたことを証する書面を添付して募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。
- エ 募集事項として募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日を定めた場合において、募集株式の発行による変更の登記の申請書に添付された書面の内容から、募集株式と引換えにする金銭の払込みが当該払込みの期日に先立ってされたことが明らかなときであっても、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。
- オ 募集株式の発行による変更の登記の申請書には、募集株式の割当てを受ける権利を有する株主に対し、募集事項、当該株主が割当てを受ける募集株式の数及び募集株式の引受けの申込みの期日を通知したことを証する書面を添付しなければならない。

1 アイ      2 アウ      3 イエ      4 ウオ      5 エオ

**第31問** 新株予約権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 定款にA種類株式とB種類株式を発行する旨の定めのある会社が、募集新株予約権を発行する場合において、当該新株予約権の内容として、当該新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数をA種類株式1株及びB種類株式2株と定めたときは、当該定めを登記することができる。
- イ 新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る新株予約権証券を発行する旨の定めがある場合であっても、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該定めを記載することを要しない。
- ウ 新株予約権の内容として、金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とする定めがある場合であっても、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該財産の価額を記載することを要しない。
- エ 取得条項付新株予約権を発行している会社が、当該新株予約権を取得した場合は、取得した新株予約権の消滅による変更の登記を申請しなければならない。
- オ 新株予約権の行使の条件を定めた場合において、当該条件が成就しないことが確定し、当該新株予約権の全部を行使することができなくなったときの当該新株予約権の消滅による変更の登記の申請書には、当該新株予約権が消滅したことを証する書面を添付しなければならない。

1 アイ      2 アエ      3 イウ      4 ウオ      5 エオ

**第32問** 株式会社又は合同会社の資本金の額の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 株式会社において、株式会社の成立後における株式の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、裁判所書記官の嘱託により株式会社の成立後における株式の発行の無効の登記をするときは、登記官は、発行済株式の総数及び資本金の額に関する登記を抹消する記号を記録するとともに、当該登記により抹消する記号が記録された登記を回復する。
- イ 合同会社が資本金の額の減少による変更の登記を申請する場合は、当該登記の申請書には、当該資本金の額の減少につき総社員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。
- ウ 株式会社が吸収分割を行う場合において、吸収分割株式会社が吸収分割の効力が生ずる日に分割の対価として交付を受けた吸収分割承継株式会社の株式を配当財産として剩余金の配当を行うときは、吸収分割株式会社は、吸収分割による変更の登記を申請すると同時に資本金の額の減少による変更の登記を申請しなければならない。
- エ 新たな出資による社員の加入により合同会社が資本金の額を増加する場合において、当該出資に係る財産が金銭以外のものであるときは、当該資本金の額の増加による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない。
- オ 株式会社が資本金の額の減少と同時に募集株式の発行をする場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときであっても、当該資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、債権者保護手続を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

**第33問** 清算人会設置会社でない株式会社の清算人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

- ア 最初の清算人を裁判所が選任した場合の当該選任による清算人の登記の申請書には、当該清算人に係る選任決定書のほか、定款も添付しなければならない。
- イ 裁判所が選任した清算人が辞任した場合において、裁判所が後任の清算人を選任したときは、清算人が辞任したことを証する書面を添付して、清算人の辞任による変更の登記を申請することができる。
- ウ 裁判所が選任した清算人を株主総会において解任する決議をした場合は、当該清算人の解任を決議した株主総会の議事録を添付して、清算人の解任による変更の登記を申請することができる。
- エ 裁判所が選任した清算人の任務が終了したものとして、当該清算人選任決定を裁判所が取り消したことにより当該会社の登記記録が閉鎖された後に、当該会社に残余財産があることが判明し、裁判所が別の清算人を新たに選任した場合に必要となる清算人の登記の登録免許税の額は、6000円である。
- オ 定款に代表清算人は清算人の互選により選定する旨の定めがある場合において、裁判所が選任した複数名の清算人が代表清算人を互選したときは、当該定款及び当該清算人が代表清算人を互選したことを証する書面を添付して、代表清算人の選任の登記を申請することができる。

1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

**第34問** 合名会社又は合資会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 設立しようとする合名会社の定款が電磁的記録をもって作成された場合において、当該合名会社の設立時代表社員が当該電磁的記録の内容を印刷した書面に「本書面は電子定款に係る電磁的記録に記録された情報と同一である」旨記載して押印したときは、電磁的記録をもって作成された定款に代えて当該書面を添付して、設立の登記を申請することができる。
- イ 定款に社員を加入させるには代表社員の同意があれば足りる旨の定めがある合資会社に新たな無限責任社員が加入した場合は、代表社員の同意書及び定款を添付して、社員の加入による変更の登記を申請することができる。
- ウ 定款に存続期間の定めがない合名会社の社員の一部が、事業年度の終了の時の6か月前までに退社の予告をし、事業年度の終了の時に退社した場合は、社員の退社による変更の登記の申請書には、当該予告の後、退社したことを証する書面のほか、総社員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。
- エ 清算中の合資会社の社員が死亡した場合は、当該死亡した社員については社員の死亡による退社の登記を、当該死亡した社員の相続人全員については社員の加入による変更の登記を、それぞれ申請しなければならない。
- オ 定款で定めた存続期間の満了によって解散した合名会社が、社員の一部の同意によって継続する場合は、当該合名会社を継続することについて同意しなかった社員については、社員の退社による変更の登記を申請しなければならない。

1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ

**第35問** 一般社団法人及び一般財団法人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 設立しようとする一般社団法人の定款に主たる事務所の所在場所の定めがない場合は、当該一般社団法人の設立の登記の申請書には、主たる事務所の所在場所について設立時理事の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。
- イ 公益認定を受けた一般財団法人がするその名称中的一般財団法人の文字を公益財団法人と変更する名称の変更の登記の申請書には、当該一般財団法人の名称の変更を決議した評議員会の議事録を添付しなければならない。
- ウ 設立しようとする一般社団法人の定款に公告方法の定めがない場合は、当該定款を添付して一般社団法人の設立の登記を申請することはできない。
- エ 定款に解散した後も監事を置く旨の定めのある一般財団法人が、定款で定めた存続期間の満了によって解散した場合において、解散の登記、清算人の登記及び監事設置法人である旨の登記を申請するときは、これらの登記と同時に監事の退任及び就任による変更の登記を申請しなければならない。
- オ 新設合併をする法人が一般社団法人のみである場合は、新設合併による一般財団法人の設立の登記を申請することはできない。

1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

**第36問 別紙1-1の登記がされている敷地権付き区分建物(以下「甲区分建物」という。)並びにその敷地権の登記がされている別紙1-2の土地(以下「乙土地」という。)及び別紙1-3の土地(以下「丙土地」という。)について、司法書士法務律子は、平成31年1月18日、甲山大介から別紙1-1及び別紙2の提示を受けて登記に関する相談を受け、後記[平成31年1月18日甲山大介から聴取した内容]の事実関係を聴取した。同月25日、司法書士法務律子は、関係当事者全員から、甲山大介から聴取した事実関係に相違がないことの確認を得たのち、今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受けたので、同日、登記の申請を行った。**

同年3月22日、上記の登記が完了した甲区分建物について、司法書士法務律子は、再度、甲山大介から別紙3から別紙6までの提示を受けて登記に関する相談を受け、後記[平成31年3月22日甲山大介から聴取した内容]の事実関係を聴取した。同年4月5日、司法書士法務律子は、関係当事者全員から、甲山大介から聴取した事実関係に相違がないことの確認を得たのち、今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受けたので、同日、登記の申請を行った。

以上に基づき、後記の問1から問4までに答えなさい。

#### [平成31年1月18日甲山大介から聴取した内容]

- 1 甲区分建物は、生前に父・甲山一郎が購入し、両親が住んでいましたが、今は誰も住んでおらず空き家の状態です。今後、使う見込みもないで売却に向けた準備をしています。
- 2 父は、平成24年7月21日に他界しました。父の相続人は、母・甲山友子と私の2人でしたが、平成30年2月12日、母も他界しました。母の相続人は私1人でした。父も母も遺言書は残しておらず、遺産の分割の協議を行ったこともありません。
- 3 乙区1番で登記されている抵当権は、父の死後に解除されましたが、その登記をせずに放置していました。今回、甲区分建物の売却に向けて、この抵当権についても必要な登記の申請をお願いしたいと思います。
- 4 乙区1番で登記されている抵当権について、株式会社ひだまり銀行から抵当権の登記を抹消するために必要な書類をもらいましたが、紛失してしまいました。株式会社ひだまり銀行に再発行を依頼し、別紙2の解除証書を含む幾つかの書類を受領しましたが、書類の一部は再発行することができないので、司法書士さんに「事前通知の方法で登記の申請をしてほしい」と伝えるよう言われました。この事前通知とはどのような方法でしょうか。また、それ以外の方法もあるのでしょうか。

[平成 31 年 3 月 22 日甲山大介から聴取した内容]

- 5 甲区分建物について、方針を変更して、リフォームをして賃貸することとしました。そこで、リフォームの費用として別紙 3 の株式会社つぼみ銀行から融資を受けることとしました。これに伴い、平成 31 年 3 月 18 日、別紙 4 のとおり契約を締結しました。
- 6 株式会社つぼみ銀行は、株式会社エール銀行と経営統合することとなり、平成 30 年 9 月 3 日、株式会社さくらホールディングスを株式移転完全親会社とする株式移転の手続を実施したそうですが、私の方は特に影響はなく今までと変わらない取引を続けています。
- 7 甲区分建物を賃貸していくに当たり、私が役員をしている別紙 5 の有限会社 KM 設計に甲区分建物の名義を移すことになり、平成 31 年 3 月 21 日、別紙 6 のとおり契約を締結し、手付金 60 万円を受け取りました。残代金の受取りは同年 4 月 5 日を予定しています。
- 8 ところで、甲区分建物の登記事項証明書を見たところ、敷地権というものがあることを知りました。甲区分建物の名義を移すに当たっては、建物の権利に関する登記の申請とは別に、敷地についても権利に関する登記を申請する必要があるのでしょうか。

[事実関係に関する補足]

- 1 司法書士法務律子が、平成 31 年 1 月 25 日に行った登記の申請は、同年 2 月 7 日に完了している。
- 2 平成 31 年 4 月 5 日、別紙 6 の契約に基づき、甲区分建物の売買代金の全額の支払及び受領が完了した。
- 3 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 4 [平成 31 年 1 月 18 日甲山大介から聴取した内容] 及び [平成 31 年 3 月 22 日甲山大介から聴取した内容] は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務律子の説明内容は、全て適法である。
- 5 [平成 31 年 1 月 18 日甲山大介から聴取した内容] の 3 及び 4 の依頼に基づき、司法書士法務律子が平成 31 年 1 月 25 日に行った登記の申請は、事前通知の方法により行ったものとする。

- 6 司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 7 司法書士法務律子が平成 31 年 1 月 25 日に行った登記の申請において、複数の登記の申請があり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、権利部(甲区)に関する登記を申請し、その後に権利部(乙区)に関する登記を申請するものとする。
- 8 司法書士法務律子が平成 31 年 4 月 5 日に行った登記の申請において、複数の登記の申請があり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、登記原因の日付の古い順に登記を申請するものとする。
- 9 本件の関係当事者間には、〔平成 31 年 1 月 18 日甲山大介から聴取した内容〕、〔平成 31 年 3 月 22 日甲山大介から聴取した内容〕及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は存在しない。
- 10 甲区分建物、乙土地及び丙土地はいずれも名古屋法務局の管轄に属している。また、司法書士法務律子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 11 平成 30 年 12 月 31 日及び平成 31 年 1 月 1 日現在の甲区分建物の専有部分に係る課税標準の額は 450 万円とする。また、平成 30 年 12 月 31 日及び平成 31 年 1 月 1 日現在の乙土地に係る課税標準の額は 3200 万円とし、丙土地に係る課税標準の額は 1500 万円とする。

問 1 司法書士法務律子が平成 31 年 1 月 18 日に甲山大介から質問を受けた事前通知の方法について、この方法により登記の申請を行った場合に登記官から申請人その他の関係当事者に対して実施される手続を、本件の事実関係に即して、第 36 問答案用紙の第 1 欄(1)に具体的に記載しなさい。

また、事前通知の方法に代わる方法として不動産登記法が定めるものを全て、第 36 問答案用紙の第 1 欄(2)に簡潔に記載しなさい。ただし、判決による登記については考慮しないものとする。

問 2 司法書士法務律子が平成 31 年 1 月 25 日に甲区分建物について申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項及び当該記録される事項に含まれない申請人(以下「申請事項等」という。問 4 において同じ。)、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、第 36 問答案用紙の第 2 欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問3　〔平成31年3月22日甲山大介から聴取した内容〕の8において司法書士法務律子が甲山大介から受けた質問に対して、司法書士法務律子として回答すべき内容について、申請の要否及びその理由に分けて、第36問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

問4　司法書士法務律子が平成31年4月5日に甲区分建物について申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第4欄(1)から(4)までの各欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
  - (1) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載する。
  - (2) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
  - (3) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記識別情報又は登記済証の提供を要する登記の申請をする場合において、申請人が当該登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由を記載する。
- 2 第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
  - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからナまで)を記載する。
  - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからナまで)を記載する。
  - (3) 後記【添付情報一覧】のアからナまでに掲げられた情報以外の情報(登記の申請に関する委任状等)は、記載することを要しない。
  - (4) 後記【添付情報一覧】のクからサまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。

- (5) 後記【添付情報一覧】のソを記載するときは、記号の後に続けて、ソの括弧書きの「(何の事実を証するもの)」に当該事実を補い、「ソ(売買の事実を証するもの)」の要領で記載する。なお、ソに代えて登記原因証明情報の要件を満たす添付情報が【添付情報一覧】にある場合には、ソを添付しないで当該添付情報を添付するものとする。
- (6) 後記【添付情報一覧】のタ又はチの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、タ又はチの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「タ(株式会社いろは銀行のもの)」の要領で記載する。当該情報の作成者が会社法人等である場合は、当該情報に会社法人等番号の記載がされているものとする。
- (7) 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続をすることができる登記については、後記【添付情報一覧】ツからナまでに掲げられた情報から選択し、その記号(ツからナまで)を記載する。
- (8) 添付情報のうち、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 3 第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の登録免許税額欄に解答を記載するに当たっては、当該解答欄に記載の区分に従い登録免許税額の内訳も記載すること。なお、登録免許税額の内訳のうち敷地権に係る税額については、全ての敷地権に係る税額を合計した額を当該解答欄の敷地権の欄に記載すれば足りるものとする。  
ただし、不動産の価額が課税標準とならない場合には、当該答案用紙の登録免許税額欄内にある合計の欄に当該申請に係る登録免許税額を記載し、建物及び敷地権の欄には「なし」と記載するものとする。
- 4 第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 5 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第2欄及び第4欄の登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。
- 6 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、[平成31年1月18日甲山大介から聴取した内容]及び[平成31年3月22日甲山大介から聴取した内容]に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
- 7 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。

- 8 登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。
- 9 訂正、加入又は削除をするときは、訂正是訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

## 【添付情報一覧】

- ア 甲山一郎の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- イ 甲山友子の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- ウ 甲山一郎の住民票の除票(本籍及び死亡時の住所の記載あり)
- エ 甲山友子の住民票の除票(本籍及び死亡時の住所の記載あり)
- オ 甲山大介の住民票の写し(本籍の記載あり)
- カ 甲区分建物の甲区1番の登記済証
- キ 甲区分建物について平成31年1月25日付け申請により通知される登記識別情報
- ク 甲山大介の印鑑に関する証明書
- ケ 株式会社ひだまり銀行の印鑑に関する証明書
- コ 株式会社つぼみ銀行の印鑑に関する証明書
- サ 有限会社KM設計の印鑑に関する証明書
- シ 解除証書(別紙2)
- ス 根抵当権変更契約証書(別紙4)
- セ 売買契約書(別紙6)
- ソ 登記原因証明情報(何の事実を証するもの)
- タ 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- チ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- ツ 株式会社ひだまり銀行の会社法人等番号
- テ 株式会社つぼみ銀行の会社法人等番号
- ト 株式会社さくらホールディングスの会社法人等番号
- ナ 有限会社KM設計の会社法人等番号

別紙1－1 甲区分建物の登記事項証明書(抜粋)

専有部分の家屋番号	1935-1 ~ 1935-7			
表題部(一棟の建物の表示)	調製	平成10年8月6日	所在図番号	余白
所在	名古屋市北区桜島二丁目 1935番地			余白
建物の名称	アライズ桜島			余白
①構造	②床面積 m <sup>2</sup>			原因及びその日付[登記の日付]
鉄骨鉄筋コンクリート造 ルーフィングぶき 4階建	1階	163	33	余白
	2階	163	33	
	3階	163	33	
	4階	110	01	
余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条 第2項の規定により移記 平成10年8月6日
表題部(敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	②所在及び地番	③地目	④地積 m <sup>2</sup>	登記の日付
1	名古屋市北区桜島二丁目 1935番	宅地	339 45	平成5年5月25日
2	名古屋市北区桜島二丁目 1936番	宅地	160 10	平成5年5月25日

表題部(専有部分の建物の表示)	不動産番号	【省略】
家屋番号	桜島二丁目 1935番の5	余白
建物の名称	301	余白
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建	3階部分 72 00
余白	余白	余白
昭和63年法務省令第37号附則第2条 第2項の規定により移記 平成10年8月6日		

表題部(敷地権の表示)	原因及びその日付[登記の日付]
①土地の符号	②敷地権の種類
1	所有権
2	賃借権
	600分の72
	600分の72
	平成5年5月6日敷地権 〔平成5年5月25日〕
	平成5年5月6日敷地権 〔平成5年5月25日〕

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成5年6月10日 第27566号	原因 平成5年6月10日売買 所有者 名古屋市北区桜島二丁目7番12号 甲山一郎 順位1番の登記を移記
	余白	余白	【省略】

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成5年6月10日 第27567号	原因 平成5年6月10日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,000万円 利息 年4・5%(年365日日割計算) 損害金 年14・5%(年365日日割計算) 債務者 名古屋市北区桜島二丁目7番12号 甲山一郎 抵当権者 東京都豊島区池田二丁目1番7号 株式会社ひだまり銀行 順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成8年7月10日 第31564号	原因 平成8年7月10日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 春日井市糸田二丁目4番地1 有限会社KM設計 根抵当権者 名古屋市緑区藤山一丁目3番3号 株式会社つぼみ銀行 順位2番の登記を移記
	余白	余白	【省略】

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成31年1月18日

名古屋法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙1－2 乙土地の登記事項証明書(抜粋)

表題部(土地の表示)		調製	平成10年8月6日	不動産番号	【省略】
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	名古屋市北区桜島二丁目			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>			原因及びその日付[登記の日付]
1935番	宅地	339		45	余白
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年8月6日

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成4年4月7日 第15251号	原因 平成4年4月7日売買 所有者 名古屋市東区夢が丘一丁目1番5号 黒岩地所株式会社 順位2番の登記を移記
2	所有権敷地権	余白	建物の表示 名古屋市北区桜島二丁目1935番地 一棟の建物の名称 アライズ桜島 平成5年5月25日登記 順位3番の登記を移記
	余白	余白	【省略】

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成31年1月18日

名古屋法務局

登記官     印

別紙1－3　丙土地の登記事項証明書(抜粋)

表題部(土地の表示)		調製	平成10年8月6日	不動産番号	【省略】
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	名古屋市北区桜島二丁目			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付[登記の日付]	
1936番	宅地	160 10		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年8月6日	

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年6月10日 第28521号	原因 昭和58年7月18日相続 所有者 名古屋市北区桜島二丁目6番6号 小田一子 順位2番の登記を移記
	余白	余白	【省略】

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	賃借権設定	平成4年10月1日 第39401号	原因 平成4年10月1日設定 目的 建物所有 賃料 1月金30万円 支払時期 毎月末日 存続期間 50年 特約 講渡、転貸ができる 借地借家法第22条の特約 賃借権者 名古屋市東区夢が丘一丁目1番5号 黒岩地所株式会社 順位2番の登記を移記
2	1番賃借権敷地権	余白	建物の表示 名古屋市北区桜島二丁目1935番地 一棟の建物の名称 アライズ桜島 平成5年5月25日登記 順位3番の登記を移記
	余白	余白	【省略】

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成31年1月18日

名古屋法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙2 解除証書

解 除 証 書

当欄には、抵当権設定者の住所及び氏名

又は名称が記されているものとする。

殿

平成5年6月10日付け抵当権設定契約により、後記の不動産に設定した抵当権(平成5年6月10日名古屋法務局受付第27567号登記済)は弁済により解除します。

登記原因及びその日付 平成24年8月13日弁済

平成31年1月17日

東京都豊島区池田二丁目1番7号

株式会社ひだまり銀行

代表取締役 【省略】 印

不動産の表示

当欄には、甲区分建物が記載されているものとする。

以上

別紙3 株式会社つぼみ銀行の履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	1800-01-098760		
商号	株式会社つぼみ銀行		
本店	名古屋市緑区藤山一丁目3番3号 名古屋市中区神戸三丁目1番地		
			平成30年9月3日移転
			平成30年9月3日登記
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	昭和11年7月1日		
役員に関する事項	名古屋市中区遠山二丁目3番5号 代表取締役 A	平成30年6月30日重任	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記		
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記		
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年5月11日登記		
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年5月11日登記		

これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成31年3月18日

名古屋法務局

登記官      印

別紙4 根抵当権変更契約証書

根抵当権変更契約証書

【印紙省略】

平成31年3月18日

名古屋市中区神戸三丁目1番地

根抵当権者 株式会社つぼみ銀行 殿

住 所 当欄には、根抵当権設定者の住所及び氏名又は名称  
根抵当権設定者 が記され、押印がされているものとする。

住 所 当欄には、債務者の住所及び氏名又は名称が記さ  
債 務 者 れ、押印がされているものとする。

第1条 根抵当権設定者は、平成8年7月10日付け根抵当権設定契約により、後記の不動産に設定した根抵当権(平成8年7月10日名古屋法務局受付第31564号登記済)の極度額を、次のとおり変更することを約定しました。

極度額 変更前 金1,500万円  
変更後 金2,000万円

不動産の表示

当欄には、甲区分建物が記載されているものとする。

以上

別紙5 有限会社KM設計の履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	1800-02-012345		
商号	有限会社KM設計		
本店	愛知県春日井市糸田二丁目4番地1		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	昭和52年9月1日		
役員に関する事項	名古屋市北区桜島二丁目7番12号 取締役 甲山一郎 愛知県春日井市糸田三丁目5番地6 取締役 甲山哲二 愛知県碧南市音江町須田3番地5 取締役 斎原恵子 名古屋市西区野田一丁目5番3号 取締役 甲山大介 代表取締役 甲山一郎 代表取締役 甲山哲二		
			平成24年7月21日死亡
			平成24年7月31日登記
			平成4年10月22日就任
			平成24年7月21日死亡
			平成24年7月31日登記
			平成24年7月31日就任
			平成24年7月31日登記

これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成31年3月22日

名古屋法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙6 売買契約書

売買契約書

【印紙省略】

平成31年3月21日

買主 愛知県春日井市糸田二丁目4番地1

有限会社KM設計

代表取締役 甲山哲二 ㊞

売主 当欄には、関係当事者全員の住所及び氏名又は名称が記され、  
押印がされているものとする。

上記買主及び上記売主は、売主所有に係る後記物件目録記載の不動産(以下「本件不動産」という。)について、本日、次のとおり、売買契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(売買)

第1条 売主は、買主に対し、本件不動産を代金660万円にて売り渡し、買主はこれを買い受けた。

(代金の支払)

第2条 買主は、売主に対し、本契約と同時に手付金として金60万円を支払う。本手付金は、本条第2項の残代金支払のときに前条の売買代金に充当する。

2 買主は、売主に対し、平成31年4月5日限り、残代金600万円を支払う。

(所有権移転の時期)

第3条 本件不動産の所有権は、買主が第1条の売買代金の全額を支払い、売主がこれを受領したときに、売主から買主に移転する。

(所有権移転登記)

第4条 本契約による本件不動産に係る所有権の移転の登記の手続は、第1条の売買代金の全額の支払後、直ちに行う。

【中略】

物 件 目 錄

当欄には、甲区分建物が記載されているものとする。

**第37問** 司法書士法務直子は、平成31年1月4日に事務所を訪れたスター株式会社の代表者から、別紙1から別紙9までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙12のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務直子は、スター株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務直子は、同年3月18日に事務所を訪れたスター株式会社の代表者から、同月28日に開催される予定の定時株主総会で決議すべき事項及び当該株主総会の議事録の作成に関する相談を受け、別紙10の第1号議案から第4号議案までの議案のうち、第2号議案及び第4号議案が記載されていない株主総会招集通知の案の提示を受けた。司法書士法務直子は、その内容を検討し、法令遵守の観点を踏まえ、別紙10の第2号議案及び第4号議案を当該案に追加することを助言した。同月28日、スター株式会社は、当該助言に基づいて定時株主総会を開催し、別紙10を作成した。

さらに、司法書士法務直子は、同年4月3日に事務所を訪れたスター株式会社の代表者から、別紙10及び別紙11の書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙13のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務直子は、スター株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務直子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年1月7日及び同年4月8日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

**問1** 平成31年1月7日に司法書士法務直子が申請した登記のうち、東京法務局港出張所に申請する登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。  
ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

**問2** 問1の登記の申請書に添付した株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)に記載すべき株主の氏名又は名称を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、記載する株主の人数は、法令が定める最小限の範囲とする。

問3 平成31年4月8日に司法書士法務直子が申請した登記に關し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問4 平成31年3月18日に司法書士法務直子がスター株式会社の代表者に対して助言した事項について、そのように助言した理由を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。

(答案作成に當たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 登記申請書の添付書面のうち、就任承諾を証する書面を記載する場合には、資格及び氏名を特定して、記載するものとする。
- 4 スター株式会社及びムーン株式会社の定款には、別紙1から別紙10までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 5 スター株式会社及びムーン株式会社は、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはないものとする。
- 6 別紙中、(略)と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。
- 7 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 8 平成31年1月7日及び同年4月8日に申請した登記に關し、官庁の許可又は官庁への届出を要する事項はないものとする。
- 9 申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 10 東京都港区は東京法務局港出張所、東京都品川区は東京法務局品川出張所の管轄である。
- 11 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 12 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 13 登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の

適用はないものとする。

- 14 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。
- 15 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。

別紙1

【平成30年11月20日現在のスター株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 スター株式会社

本店 東京都港区甲町1番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成20年7月1日

目的 1 イベントの企画

2 飲食店の経営

3 前各号に附帯する一切の業務

発行可能株式総数 4000株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 1000株

資本金の額 金4億円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 A 平成29年11月15日重任

取締役 B 平成29年11月15日重任

取締役 F 平成29年11月15日重任

横浜市中区丁町1番地

代表取締役 A 平成29年11月15日重任

監査役 P 平成29年11月15日重任

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 平成25年10月1日東京都新宿区乙町1番地から本店移転

## 別紙2

### 【平成30年11月20日現在のスター株式会社の定款の抜粋】

#### 第3章 株主総会

##### (招集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに隨時これを招集する。

##### (決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

#### 第4章 取締役

##### (取締役の員数)

第12条 当会社の取締役は、5名以内とする。

##### (取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第5章 監査役

##### (監査役の員数)

第17条 当会社の監査役は、2名以内とする。

##### (監査の範囲)

第18条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(監査役の任期)

第 20 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

※補欠又は増員により選任された役員の任期に関する規定はない。

別紙3

【平成30年11月20日現在のムーン株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 ムーン株式会社

本店 東京都品川区丙町1番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成19年9月3日

目的 1 飲食店の経営

2 前号に附帯する一切の業務

発行可能株式総数 1000株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 100株

資本金の額 金1億円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 H 平成29年6月20日重任

取締役 I 平成29年6月20日重任

東京都渋谷区丁町1番地

代表取締役 H 平成29年6月20日重任

監査役 Q 平成29年6月20日重任

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 設立

別紙4

【平成30年11月20日現在のスター株式会社の株主名簿の抜粋】

取得年月日に関する記載は省略

	住所・氏名又は名称	株式数
1	横浜市中区丁町1番地 A	200株
2	さいたま市浦和区戊町1番地 B	200株
3	東京都中央区甲町1番地 C	200株
4	東京都文京区甲町1番地 D	150株
5	東京都品川区丙町1番地 ムーン株式会社	150株
6	東京都目黒区乙町1番地 E	100株

別紙5

【平成30年11月20日現在のムーン株式会社の株主名簿の抜粋】

取得年月日に関する記載は省略

	住所・氏名又は名称	株式数
1	東京都渋谷区丁町1番地 H	35株
2	大阪市北区乙町1番地 I	35株
3	東京都港区甲町1番地 スター株式会社	25株
4	東京都品川区丙町1番地 ムーン株式会社(自己株式)	5株

別紙6

【平成30年11月13日付けの吸収合併契約書】

吸収合併契約書

スター株式会社(以下「甲」という。)とムーン株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(合併の方法)

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

2 本契約当事者の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 【吸収合併存続会社】

東京都港区甲町1番地

スター株式会社

乙 【吸収合併消滅会社】

東京都品川区丙町1番地

ムーン株式会社

(効力発生日)

第2条 合併の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、平成31年1月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(合併に際して交付する株式の割当てに関する事項)

第3条 甲は、合併に際して新株を発行し、効力発生日時点の乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式3株の割合をもって割り当てる。ただし、甲は、効力発生日の前日までに株式1株につき2株の割合をもって株式の分割を行うものとする。

(増加する資本金及び準備金の額等)

第4条 甲が乙との合併により増加する資本金、準備金の額等は、次のとおりとする。ただし、効力発生日の前日における乙の資産及び負債の状況により、甲乙協議の上、これを見直すことができる。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 増加する資本金の額  | 金 1 億円              |
| (2) 増加する準備金の額等 | 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。 |

(合併承認総会)

第5条 甲及び乙は、株主総会(以下「合併承認総会」という。)を招集し、合併の効力発生日の前日までに本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求める。

(善管注意義務)

第6条 (略)

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第7条 (略)

(本契約の効力)

第8条 本契約は、甲及び乙の合併承認総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第9条 (略)

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が正本を乙がその写しをそれぞれ保有する。

平成30年11月13日

甲

【吸収合併存続会社】 東京都港区甲町1番地

スター株式会社

代表取締役 A 印

乙

【吸収合併消滅会社】 東京都品川区丙町1番地

ムーン株式会社

代表取締役 H 印

## 別紙7

### 【平成30年11月13日開催のスター株式会社の取締役会における議事の概要】

#### 第1号議案 合併契約締結の件

当社が、ムーン株式会社と平成31年1月1日付けで合併する案につき説明があり、別紙の合併契約書のとおり契約を締結することについて、満場一致をもって承認可決された。

#### 第2号議案 株式の分割の件

当社の株式を分割することについて、次のとおりの内容が諮られ、原案のとおり満場一致をもって承認可決された。

1. 平成30年12月30日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式を、株式1株につき2株の割合をもって分割する。
2. 株式の分割の効力は、平成30年12月31日に生ずるものとする。

#### 第3号議案 発行可能株式総数の変更の件

第2号議案で承認可決された株式の分割の効力が発生することを条件として、発行可能株式総数を8000株に変更することについて、満場一致をもって承認可決された。

※第1号議案の別紙は、別紙6と同一の内容である。ただし、契約日付、押印はない。

## 別紙8

### 【平成30年11月20日開催のスター株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

#### 第1号議案 合併契約承認の件

別紙6のとおりの合併契約の承認が諮られ、満場一致をもって承認可決された。

#### 第2号議案 定款変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された(下線は変更部分)。

変更前	変更後
(事業年度) 第22条 当会社の事業年度は、 <u>毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。</u>	(事業年度) 第22条 当会社の事業年度は、 <u>毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。</u>

#### 第3号議案 取締役選任の件

第1号議案の合併の効力が発生することを条件として、取締役1名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

取締役 H

## 別紙9

### 【平成30年12月25日開催のスター株式会社の取締役会における議事の概要】

#### 第1号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定された。

さいたま市浦和区戊町1番地

代表取締役 B

なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

## 別紙 10

【平成 31 年 3 月 28 日開催のスター株式会社の定時株主総会における議事の概要】

### 第 1 号議案 計算書類承認の件

計算書類の承認を求めたところ、満場一致をもって承認可決された。

### 第 2 号議案 定款変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された(下線は変更部分)。

変更前	変更後
(監査の範囲)	<b>【削除】</b>
第 18 条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。	
<b>【新設】</b>	<b>第 6 章 会計監査人</b>
<b>【新設】</b>	(会計監査人設置会社) 第 26 条 当会社は、会計監査人を置く。
<b>【新設】</b>	第 27 条～第 29 条 (略)
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第 22 条 <条文省略>	第 30 条 <現行どおり>
以下 <条文省略>	以下 <現行どおり> (条文番号繰下げ)

### 第 3 号議案 取締役及び監査役の選任の件

取締役 2 名及び監査役 1 名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。なお、取締役 J は、社外取締役の要件を満たしている。

取締役 J

取締役 K

監査役 Q

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人1名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

会計監査人 東京都港区乙町1番地 R監査法人

別紙 11

【平成 31 年 3 月 28 日開催のスター株式会社の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定された。

千葉市中央区乙町 1 番地

代表取締役 K

なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

別紙 12

【司法書士法務直子の聴取記録(平成 31 年 1 月 4 日)】

- 1 別紙 1 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるスター株式会社の登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙 2 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるスター株式会社の定款を抜粋したものである。
- 3 別紙 3 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるムーン株式会社の登記記録を抜粋したものである。
- 4 別紙 4 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるスター株式会社の株主名簿を抜粋したものである。
- 5 別紙 5 は、平成 30 年 11 月 20 日現在におけるムーン株式会社の株主名簿を抜粋したものである。
- 6 平成 30 年 11 月 13 日に開催されたスター株式会社の取締役会には、取締役の全員が出席し、その議事の概要は別紙 7 に記載されているとおりである。
- 7 平成 30 年 11 月 20 日に開催されたスター株式会社の臨時株主総会には、株主 A, B, D 及び E が出席し、第 1 号議案及び第 2 号議案に関して議決権を行使したが、第 3 号議案の直前に、株主 D は退席して第 3 号議案に関して議決権を行使しなかった。その議事の概要は、別紙 8 に記載されているとおりである。
- 8 平成 30 年 11 月 20 日に開催されたムーン株式会社の臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、別紙 6 のとおりの合併契約の承認が諮られ、満場一致をもって承認可決された。
- 9 スター株式会社及びムーン株式会社は、平成 30 年 11 月 21 日に、別紙 6 の吸収合併契約に係る吸収合併に関して、それぞれ官報公告を行い、かつ、それぞれの知れている債権者全員に対し、各別の催告を行った。なお、異議を述べた債権者は、いずれもいなかった。また、資本金の額は、会社法及び会社計算規則の規定に従って計上している。
- 10 スター株式会社は、平成 30 年 12 月 10 日に、別紙 7 の株式の分割に関する官報公告を行った。
- 11 平成 30 年 12 月 31 日までに上記吸収合併に関する全ての手続を完了した。
- 12 平成 30 年 12 月 20 日に、A が死亡した。
- 13 平成 30 年 12 月 25 日に開催されたスター株式会社の取締役会には、取締役 B 及び同 F が出席し、その議事の概要は別紙 9 に記載されているとおりである。また、別紙 9 の取締役会の議事録に押されている印鑑は、全て市町村に登録されている印鑑である。

別紙 13

【司法書士法務直子の聴取記録(平成 31 年 4 月 3 日)】

- 1 平成 31 年 1 月 25 日に、スター株式会社は、同社の株主であった亡 A の株式を相続により取得した相続人から、株主名簿書換請求を受け、同日、当該請求に基づき株主名簿の書換えを行った。
- 2 東京家庭裁判所は、スター株式会社の取締役 F について補助開始の審判をし、当該審判は、平成 31 年 3 月 1 日に、確定した。同月 5 日、スター株式会社は、取締役 F から、辞任届の提出を受けた。
- 3 スター株式会社の平成 31 年 3 月 28 日に開催された定時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙 10 に記載されているとおりである。
- 4 スター株式会社の平成 31 年 3 月 28 日に開催された定時株主総会の終結後直ちに開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席し、その議事の概要は別紙 11 に記載されているとおりである。また、別紙 11 の取締役会の議事録に押されている印鑑は、全て市町村に登録されている印鑑である。

[記入例]

受 験 地	東 京	}
受 験 番 号	3 6	
氏 名	民事二子	

左の者が受験者の場合の記入例は、  
下記のとおりとなります。

【多肢択一式答案用紙】

受 験 地		受 験 番 号				氏 名	
東 京		千の位	百の位	十の位	一の位		
十の位	一の位			3	6	民事 二子	
0	1	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(この欄記入不要)	
①	②	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	試験区分	
③	④	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	①	<input checked="" type="radio"/>
⑤	⑥	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	②	<input type="radio"/>
⑦	⑧	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	③	<input type="radio"/>
⑨		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	④	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑤	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑥	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑦	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑧	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑨	<input type="radio"/>

受験地コード番号表

01 東京	02 横浜	03 さいたま	04 千葉	05 水戸	06 宇都宮	07 前橋	08 静岡	09 甲府	10 長野
11 新潟	12 大阪	13 京都	14 神戸	15 奈良	16 大津	17 和歌山	18 名古屋	19 津	20 岐阜
21 福井	22 金沢	23 富山	24 広島	25 山口	26 岡山	27 鳥取	28 松江	29 福岡	30 佐賀
31 長崎	32 大分	33 熊本	34 鹿児島	35 宮崎	36 那覇	37 仙台	38 福島	39 山形	40 盛岡
41 秋田	42 青森	43 札幌	44 函館	45 旭川	46 釧路	47 高松	48 徳島	49 高知	50 松山

【記述式答案用紙】

受 験 地
東京
受 験 番 号
36
氏 名
民事 二子